日本原燃株式会社資料番号濃縮個別 72 R2提出年月日令和 4 年 5 月 20 日

【公開版】

加工施設の火災防護に係る補足説明資料

本資料は、【濃縮個別 72 R1】の改訂版 (R2) である。 改訂内容を以下に示す。

- ○添付2の「4. 火災の発生防止」の電気・通信ケーブルについて、施設のグレードに係らず、日本産業規格の難燃試験等を満足する難燃性のものを使用又は金属製の盤内に配線を収納することを明確にした。
- ※【濃縮個別 72 R1】から変更した部分を青字にて示す。

目 次

1.	概	要				• •															• •							1
2.	申	請文	対象と打	支術基	長準:	規貝	<u>I</u> I0	関係	系·																			1
2.	1	第]	1項の	要求に	二係.	る申	訷	対象	桑												• •							1
2.	2	第2	2項の	要求に	二係.	る申	訷	対象	桑												• •							1
2.	3	第3	3 項の	要求に	二 係	る申	訷	対象	桑																			1
2.	4	第	4項の	要求に	_係	る申	訷	対象	桑																			2
2.	5	第:	5 項の	要求に	二 係	る申	訷	対象	桑																			2
2.	6	第 6	3項の	要求に	二係.	る申	訷	対象	桑												• •							2
2.	7	第7	7項の	要求に	二 係	る申	訷	対象	桑																			2
2.	8	事業	業変更:	許可目	1請	書の)要	求に	こ係	くる	申詞	清太	∤象·															3
3.	設	'工訓	忍申請	書添作	十書	類に	こお	ける	る変	更	内》	容に	.係	る権	非足	!說	明	事項	頁							• •		3
羽	际付	1	申請	対象記	2備	の	「技	術基	長準	贃規	則	第	11	条	火	災	等	に」	こる	損	傷	の	坊」	ĿJ	~	∖Ø,)適	合
			要否は	こつし	いて																							
羽	际付	2	変更	内容に	_係	る権		説明	月事	項	12-	つV	って															

1. 概要

本資料は、「濃縮個別 60 加工施設(ウラン濃縮)の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料」に示す申請区分②「使用を廃止する設備の存置保管廃棄等(廃棄物建屋の増設)」申請(以下「本申請」という。)の【加工施設の火災防護に関する説明書】(以下「説明書」という。)において説明した事項に関して、申請内容の妥当性、記載内容の根拠等について説明するものである。

2. 申請対象と技術基準規則の関係

本申請において説明している内容は、「技術基準規則 第 11 条 火災等による損傷の防止」に基づく説明である。本申請における申請対象と技術基準規則の関係を以下に示す。また、本申請における申請対象設備の「技術基準規則 第 11 条 火災等による損傷の防止」への適合要否を添付 1 に示す。

2.1 第1項の要求に係る申請対象

本申請の申請対象設備のうち、第 1 項の要求事項「安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずる場合において、消火設備(事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあっては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。」に該当する設備は、以下のとおりである。

- ・新設する B ウラン濃縮廃棄物建屋での火災の発生時に消火を行う設備である消火器, 屋外消火栓設備
- ・新設する B ウラン濃縮廃棄物建屋での火災の発生を自動的に検知し、警報を発する 設備である自動火災報知設備

2.2 第2項の要求に係る申請対象

第 2 項の要求事項「前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。」は、安全上重要な施設に適用される要求であり、本施設には、事業変更許可申請書に示すとおり、安全上重要な施設はないことから、本項の要求事項に該当する設備はない。

2.3 第3項の要求に係る申請対象

本申請の申請対象設備のうち,第 3 項の要求事項「安全機能を有する施設であって, 火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは,可能な限り不燃性又は難燃性の 材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。」に該当する設備は、以下のとおりである。

- ・建築基準法に基づき準耐火建築物とする B ウラン濃縮廃棄物建屋
- ・B ウラン濃縮廃棄物建屋の防火区画を形成し、火災発生時の影響を軽減するための 設備である防火壁、防火扉、防火シャッタ

2.4 第4項の要求に係る申請対象

第 4 項の要求事項「水素を取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)は、適切に接地されているものでなければならない。」は、水素を取り扱う設備に適用される要求であり、本施設には、事業変更許可申請書に示すとおり、水素を取り扱う設備を設置しないことから、本項の要求事項に該当する設備はない。

2.5 第5項の要求に係る申請対象

第 5 項の要求事項「水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。」は、水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備に適用される要求であり、本施設には、事業変更許可申請書に示すとおり、水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備を設置しないことから、本項の要求事項に該当する設備はない。

2.6 第6項の要求に係る申請対象

第 6 項の要求事項「焼結設備その他の加熱を行う設備(次項において「焼結設備等」という。)は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。」は、焼結設備等(焼結炉、還元炉、酸化炉、焼却炉等高温度にて使用する設備)に適用される要求であり、本施設には、事業変更許可申請書に示すとおり、焼結設備等を設置しないことから、本項の要求事項に該当する設備はない。

2.7 第7項の要求に係る申請対象

第7項の要求事項「水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等(爆発の危険性がないものを除く。)は、前3項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。」は、水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等に適用される要求であり、本施設には、事業変更許可申請書に示すとおり、水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等を設置しないことから、本項の要求事項に該当する設備はない。

2.8 事業変更許可申請書の要求に係る申請対象

事業変更許可申請書において、内部火災影響評価ガイドを参考に火災ハザード解析を 実施するとしている。

当該評価は、消防法に基づき設定する本施設の防火区画のうち、UF₆を内包する機器を 設置する防火区画を火災区域として設定し評価を行うものである。

当該評価については、申請区分①「新規制基準対応の追加安全対策」にて認可済みであり、本申請において新設する B ウラン濃縮廃棄物建屋は、固体廃棄物を取り扱う施設であることから火災区域として設定しないこと及び隣接する建屋の室についても火災区域として設定する区域ではないため、本申請にて変更は行わない。

3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項 説明書での申請内容に関する補足説明を添付2に示す。

添付1

申請対象設備の「技術基準規則 第 11 条 火災等による損傷の防止」への適合要否について

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【廃棄物建屋の増設申請】

【廃棄物	【廃棄物建屋の増設申請】						本申請					技術基準への適合に関する変更有無の考え方 ○:適合性確認を実施するもの(要求事項,設計内容に変更があり,		
							火災等に	による損化	傷の防止			変更内容に応じた説明を実施するもの) Δ:適合性について既認可から変更がないもの(要求事項、設計内容 に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの) - :条文要求を受けないもの		
番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	第十一条第1項	第十一条第2項	第十一条第3項	第十一条第4項	第十一条第5項	第十一条第6項	第十一条第7項	一・未入安水と支げないもの		
1	放射性廃棄物の廃棄 施設	固体廃棄物の廃棄設備 (廃棄設備 (区画))	固体廃棄物保管廃棄区画 (Eウラン濃縮廃棄物室)	Bウラン濃縮廃棄物建屋	_	-	-	-	-	ı	-	(UF。を内包する機器ではなく、安全機能喪失時の影響度は小さいため、対象外とする。)		
2	放射性廃棄物の廃棄 施設	固体廃棄物の廃棄設備 (廃棄設備 (区画))	固体廃棄物保管廃棄区画(Fウラン濃縮廃棄物室)	Bウラン濃縮廃棄物建屋	_	-	-	-	-	-	-	同上		
3	その他の加工施設	非常用設備	自動火災報知設備(Bウラン濃縮廃棄物建屋)	Bウラン濃縮廃棄物建屋	0	-	-	-	-	-	-	火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備であるため対象とする。		
4	その他の加工施設	非常用設備	消火器 (Bウラン濃縮廃棄物建屋)	Bウラン濃縮廃棄物建屋	0	-	-	-	-	-	-	火災発生時の消火に必要な設備であるため対象とする。		
5	その他の加工施設	非常用設備	屋外消火栓設備 (Bウラン濃縮廃棄物建屋)	屋外	0	-	-	-	-	-	-	同上		
6	その他の加工施設	非常用設備	防火壁 (Bウラン濃縮廃棄物建屋)	Bウラン濃縮廃棄物建屋	-	-	0	-	-	-	-	防火区画を形成し、火災発生時の影響を軽減するための設備であるため対象とする。		
7	その他の加工施設	非常用設備	防火扉 (Bウラン濃縮廃棄物建屋)	Bウラン濃縮廃棄物建屋	-	-	0	-	-	-	-	同上		
8	その他の加工施設	非常用設備	防火シャッタ (Bウラン濃縮廃棄物建屋)	Bウラン濃縮廃棄物建屋	_	-	0	-	-	-	-	同上		
9	その他の加工施設	通信連絡設備 (所内通信連絡設備)	ページング装置(Bウラン濃縮廃棄物建屋)	Bウラン濃縮廃棄物建屋	-	-	-	-	-	-	-	(UF ₆ を内包する機器ではなく,安全機能喪失時の影響度は小さいため, 対象外とする。)		
10	その他の加工施設	安全避難通路等設備	誘導灯 (Bウラン濃縮廃棄物建屋)	Bウラン濃縮廃棄物建屋	_	-	-	-	-	-	-	同上		
11	その他の加工施設	安全避難通路等設備	非常用照明 (Bウラン濃縮廃棄物建屋)	Bウラン濃縮廃棄物建屋	_	-	-	-	-	_	-	同上		
12	その他の加工施設	建物	Bウラン濃縮廃棄物建屋	_	_	-	0	-	-	-	-	建築基準法に基づく準耐火建築物とし、防火区画を形成する建物であるため対象とする。		

技術基準への適合に関する変更有無の考え方

添付 2

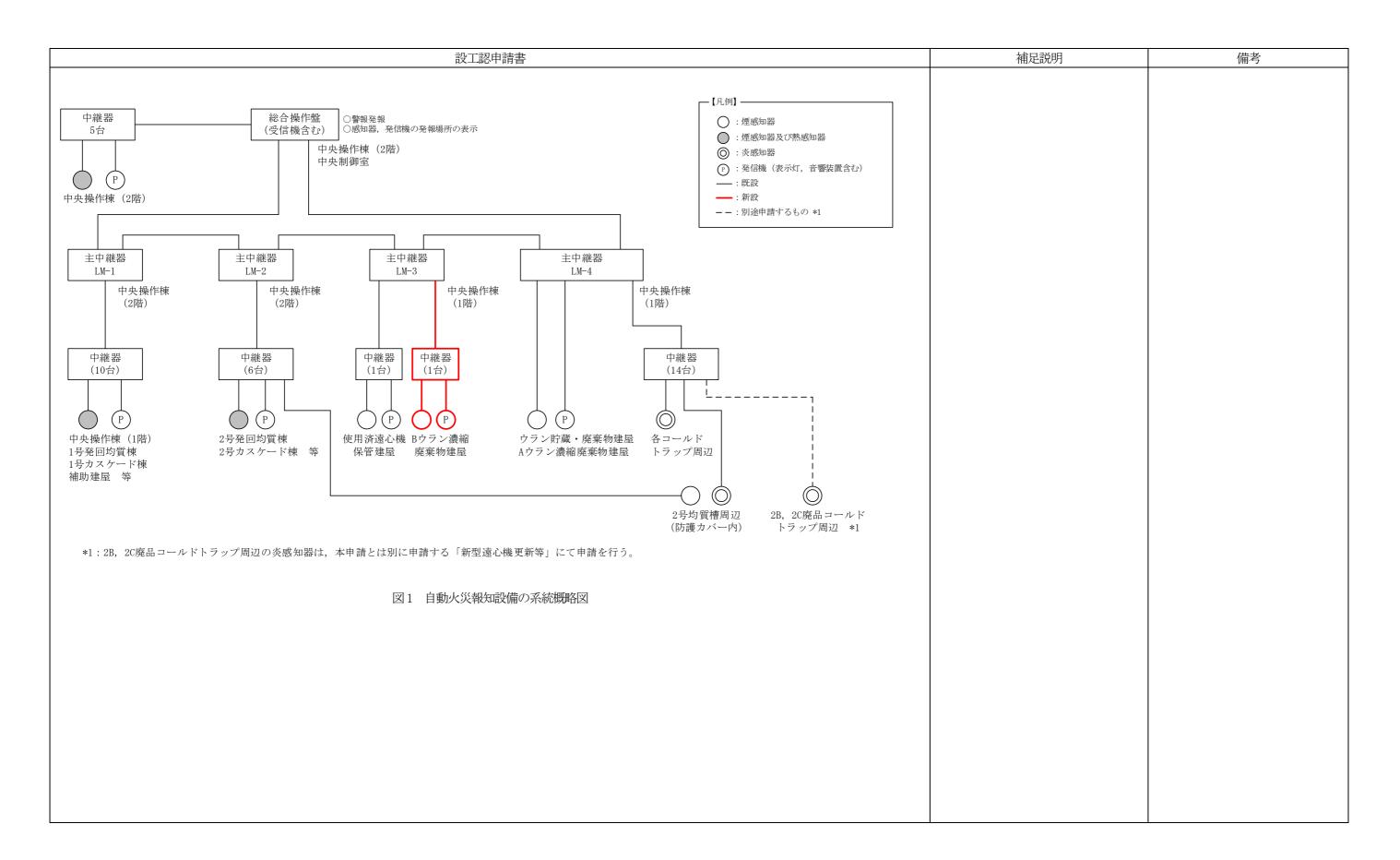
変更内容に係る補足説明事項について

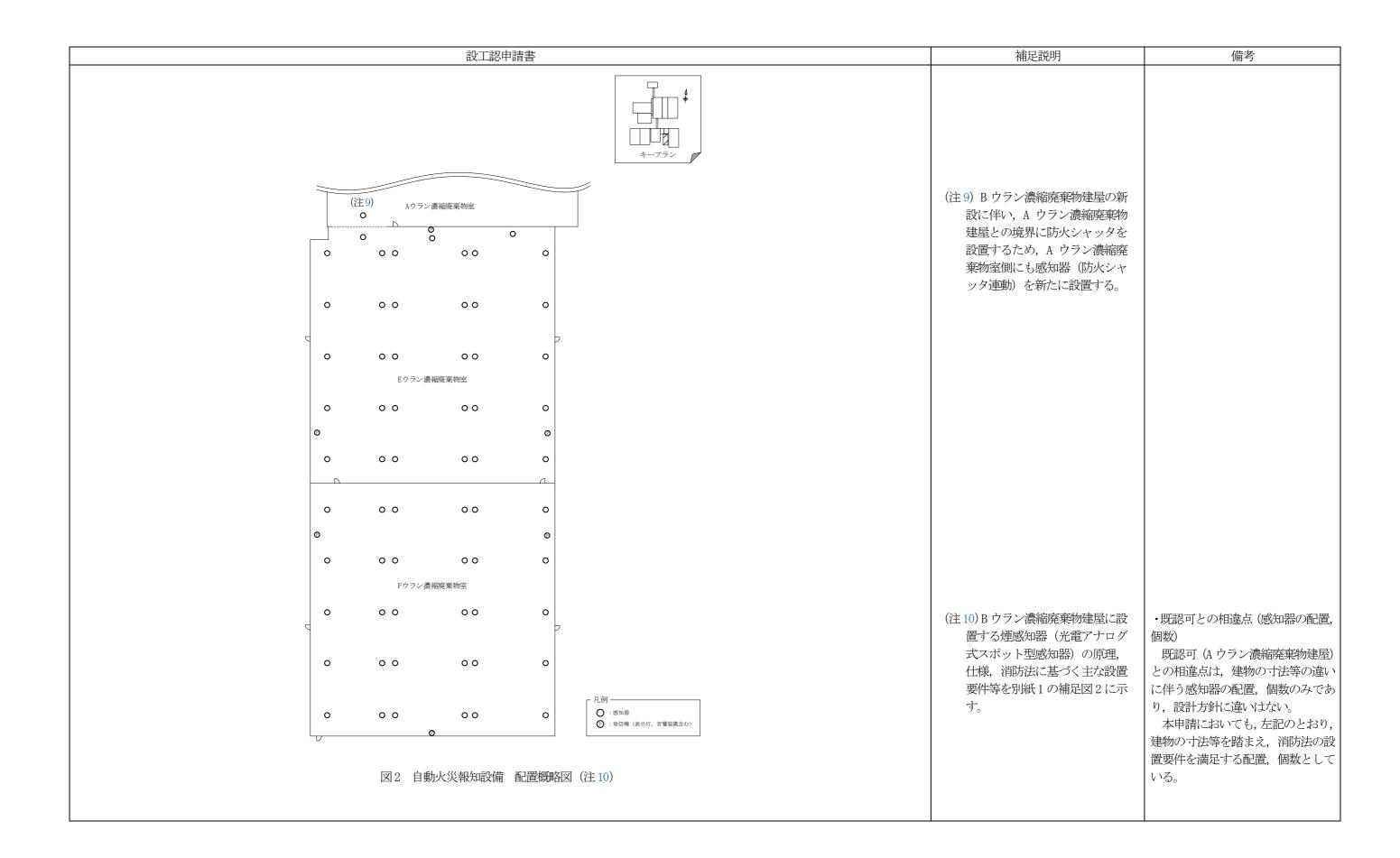
設工認申請書	補足説明	備考
1. 概要 本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則(以下「技術基準規則」という。)」第11条第1項、第3項に基づき、火災等による損傷の防止について説明するものである。なお、第11条第1項、第3項以外については、本施設において各条項の設備に属する設備はないことから該当しない。本資料では、廃棄物建屋の増設に関する火災防護について説明する。 2. 基本方針 本施設のウラン濃縮工程においては、可燃性ガス、有機溶媒等の可燃性の物質及び爆発性の物質を使用しない。なお、分析室等でアセトン等を使用するが、取扱量を制限することから本施設の安全性に影響を与えるような爆発が発生することは考えられない。これらのことから、本施設では、潤滑油、電気・計装系の火災を想定し、対策を講じる。 本施設は、火災により本施設の安全性が損なわないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災発生を感知する設備及び消火を行う設備並びに火災の影響を軽減する機能を有する設計とし、消防法、建築基準法等関係法令に準拠する設計とする。 本施設においては、「匠。の特徴及び取扱いを踏まえ、(注1)火災による熱影響によって UF。の閉じ込め性が損なわれないよう、火災源と近接した UF。を内包する機器を防護する設計とする。		NH12
 3. 準拠規格及び基準 適用する規格,基準等を以下に示す。 ・消防法(昭和23年7月24日法律第186号) ・消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号) ・消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号) ・建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号) ・建築基準法施行令(昭和25年11月16日政令第338号) ・日本産業規格(JIS) 		
4. 火災の発生防止 (注2) 本施設内で発生する火災に対しては、消防法及び建築基準法に準拠する設計とし、本申請において新設するBウラン濃縮廃棄物建屋は、建築基準法に基づく準耐火建築物とする。設備及び機器の電気・通信ケーブルについては、日本産業規格の難燃試験等を満足する難燃性のものを使用又は金属製の盤内に配線を収納することで、火災の発生を防止する設計とする。(注3) 上記以外の本施設における火災発生防止対策については、本申請における建物、設備及び機器の新設により既認可から変更は生じないため、本申請にて変更は行わない。	(注 2) 事業変更許可申請書及び既認可における火災の発生防止に対する基本方針は、以下のとおり(今回の申請に直接係るものを下線にて示す。)。 1. 基本方針 (1) 本施設内で発生する火災に対しては、消防法及び建築基準法に準拠する設計とし、以下の対策を講じる。なお、運用に関するものは加工施設保安規定に定めて管理する。 ・電気・計装ケーブルは、可能な限り難燃性ケーブルを使用する。 ・分析室等で使用するアセトン等は、取扱量を制限する。 ・潤滑油を使用する機器は、潤滑油を機器に封入する設計とし、使用済みの潤滑油は、金属製の容器に封入して保管する。第1種管理区域内で発生した潤滑油及び保管廃棄した機械油は、吸着剤を添加し、固形化することにより、固体廃棄物として保管廃棄する。	

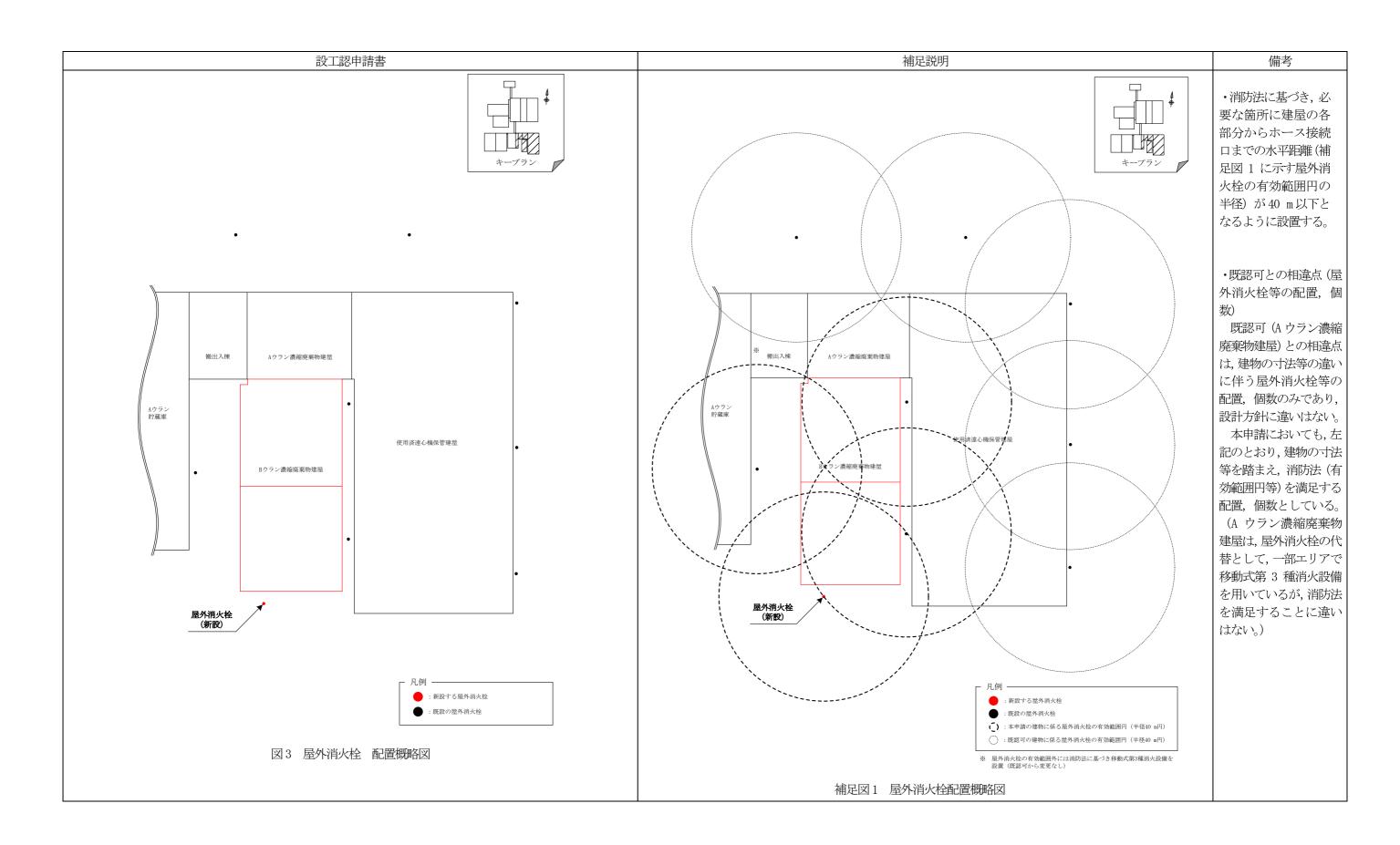
設工認申請書	補足説明	備考
	・管理区域内は火気の使用を制限する手順を定める。 ・重油・軽油タンク及び重油を使用するボイラ又は軽油を使用するディーゼル発電機は、UF6を内包する機器を設置している建屋から離れた別の建屋に設置する。 ・火災につながる異常を早期に発見できるように、日常の巡視点検及び監視を行う。	
	(注 3) 本申請におけるページング装置、非常用照明(避難用)、自動火災報知設備(感知器)、誘導灯の電気・通信ケーブルについては、施設のグレードに係らず、日本産業規格の難燃試験等を満足する難燃性のもの(難燃性600V架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル(EM-	
	(2) UF ₆ を内包する機器が火災により、閉じ込め機能が損なわないように火災の発生を防止する設計とし、以下の対策を講じる。	
	 ・UF6を内包する設備及び機器の主要な部分は不燃性材料(鋼製)により製作するとともに、電気・計装ケーブルは、可能な限り難燃性ケーブルを使用する。 ・想定する火災源と近接しているUF6を内包する設備及び機器は、想定される火災の熱によってUF6が膨張しても破裂を起こさない設計とする。 	
	具体的には、万が一UF6の液化膨脹破裂が発生した際に公衆への影響が大きい大量のウランを 取り扱う製品コールドトラップ及び廃品コールドトラップが、直接火炎の影響を受けてUF6が膨 張した場合を考慮しても破裂を起こさないことを確認する。	
5. <u>火災の感知及び消火 ^(注4)</u>	(注 4) 事業変更許可申請書及び既認可における火災の感知及び消火に対する基本方針は、以下のとおり(今回の申請に直接係るものを下線にて示す。)。 1. 基本方針	
火災の発生を早期に感知し、消火するために以下の対策を講じる設計とする。 ・新設する B ウラン濃縮廃棄物建屋には、消防法に基づき自動火災報知設備(感知器)を設置	火災の発生を早期に感知し、消火するために以下の対策を講じる設計とする。なお、運用に関する ものは加工施設保安規定に定めて管理する。	
し、火災の発生を自動的に検知し、中央制御室に警報を発する設計とする。Bウラン濃縮廃棄物建屋は、固体廃棄物を取り扱う施設であり、特別な要件がないことから、早期感知に優位性	・本施設内には、消防法に基づき自動火災報知設備(感知器を含む。)を設置し、火災の発生を 自動的に検知し、中央制御室に警報を発する設計とする。	
がある煙感知器(光電アナログ式スポット型感知器)を設置する。 (注5) なお、設置に当たっては、既設の自動火災報知設備の系統に接続するとともに、消防法の設置基準を満足するものと	・これまで感知器を設置していなかったウラン貯蔵・廃棄物建屋及び A ウラン濃縮廃棄物建屋に 感知器を設置する。	
する。自動火災報知設備の系統概略図を図1に、配置概略図を図2に示す。	・コールドトラップ及び均質槽には、近接して可燃性の機械油を内包する機器があることから、 火災を早期に感知するため、感知方法の異なる種類の感知器及び温度センサを組み合わせて 多様化を図る設計とする。	
	また、温度センサによる火災感知は、中央制御室に加え、モニタエリア及び2号発回均質室 入口付近においても監視可能な設計とする。	
・新設するBウラン濃縮廃棄物建屋には、消防法に基づき、火災の消火に必要な容量を有する消火器を設置する設計とする。なお、設置に当たっては、消防法に基づき、歩行距離20 m以内の間隔で設置する。	・本施設内には、消防法に基づき、火災の消火に必要な容量を有する消火器等の消火設備を設置 する設計とし、警報又は現場にて火災を確認した者は、通報・連絡を行うとともに、現場にて 初期消火を行う。・コールドトラップ及び均質槽には、従事者が火災の発生している室に立ち入らずに、早期にか	・消防法施行規則第6条に基づき、消火器の本数(消火に必要な容量)は、消火器の能力単位の合計数が床面積を100 m²で除した数値以上となるようにする。
	つ確実に消火できるよう遠隔操作により消火を行う設備(遠隔消火設備)を設置する。 遠隔消火設備の起動操作は、中央制御室に加え、2号発回均質室入口付近又は1号均質室入口付 近においても操作可能な設計とする。	・既認可との相違点 (消火器の配置, 個数
	火災の早期感知・消火ができない状態において火災が発生した場合に, UF。漏えいが発生する おそれのあるときは, コールドトラップの運転は12基以下に制限する。	の配置, 個数のみであり, 設計方針に違い はない。

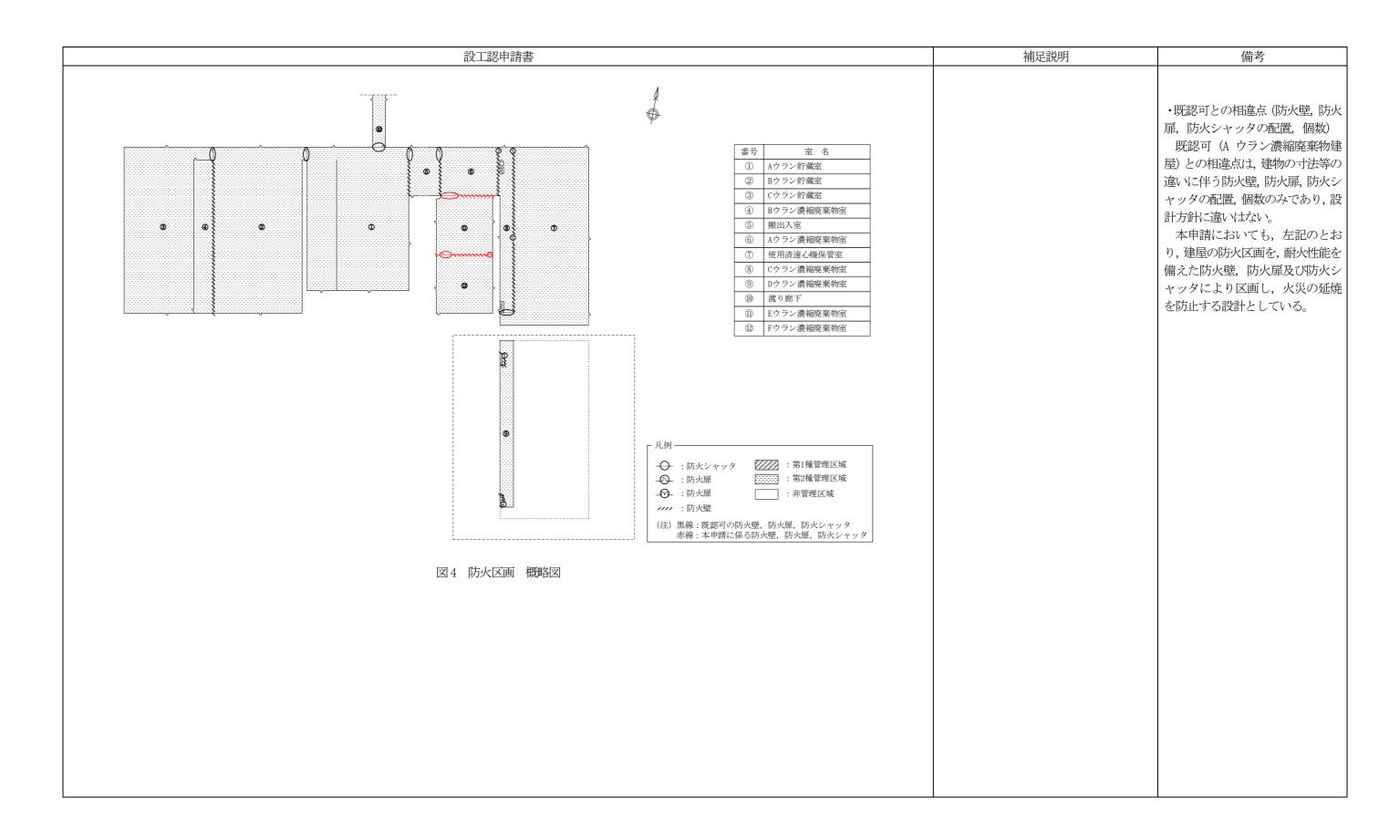
設工認申請書	補足説明	備考
・新設するBウラン濃縮廃棄物建屋の屋外周辺には、建屋及び周辺部の火災を消火できるよう、消防法に基づき、屋外消火栓を設置する。なお、屋外消火栓の設置に当たっては、既設の屋外消火栓設備の系統に接続するとともに、消防法に基づき、必要な箇所に建屋の各部分からホース接続口までの水平距離が40m以下となるように設置する。配置概略図を図3に示す。 上記以外の本施設における火災の感知及び消火については、本申請における建物、設備及び機器の新設により既認可から変更は生じないため、本申請にて変更は行わない。	 ・建屋外には、建屋及び周辺部の火災を消火できるよう、屋外消火栓及び防火水槽を設置する。 ・火災発生時に従事者が消火活動を実施する際、消火活動を円滑に実施するため、防火服及び空気呼吸器を配備する。 	本申請においても、建物の寸法等を踏まえ、消防法に基づき、歩行距離20m以内の間隔で必要な配置、個数とする設計としている。 ・防火水槽は既認可にて既に設置しており、本申請で変更はない。
6. <u>火災の影響軽減 ^(注6)</u>	設置する建屋ではないため、感知方法の異なる感知器及び温度センサの設置対象外である。 (注 6) 事業変更許可申請書及び既認可における火災の影響軽減に対する基本方針は、以下のと おり(今回の申請に直接係るものを下線にて示す。)。 1. 基本方針	
万一、本施設内で火災が発生した場合、その拡大を防止するとともに影響を軽減し、UF6の閉じ込め機能を損なわないよう以下の対策を講じる。 ・新設するBウラン濃縮廃棄物建屋は、固体廃棄物を取り扱う施設であり、UF6を内包する設備及び機器を収納する建屋ではないが、建築基準法に基づく準耐火建築物とし、建屋の防火区画は、耐火性能を備えた防火壁、防火扉及び防火シャッタにより区画し、火災の延焼を防止する設計とする。防火区画の概略図を図4に示す。	機能を損なわないよう以下の対策を講じる。なお,運用に関するものは加工施設保安規定に定めて管理する。	
上記以外の本施設における火災の影響軽減については、本申請における建物、設備及び機器の新設により既認可から変更は生じないため、本申請にて変更は行わない。(注7)	(注7) 本申請にて新設するBウラン濃縮廃棄物建屋は、固体廃棄物を取り扱う施設であり、UF6を内包する設備を設置する建屋ではないため、火災防護板の設置対象外である。また、火災区域として設定する室ではないため、火災区域を超える火災を防止するための耐火シール施工対象外である。	

設工認申請書	補足説明	備考
7. 内部火災影響評価(準) 本施設における内部火災影響評価は、消防法に基づき設定する本施設の防火区画のうち、IF。を内包する機器を設置する防火区画を火災区域として設定し評価を行うものである。 本申請において新設する B ウラン漁網廃棄物建屋は、固体廃棄物を取り扱う施設であることから火災区域として設定しないこと及び解接する建屋の室についても火災区域として設定する区域ではないため、本申請にて変更は行わない。	(注 8) 事業変更許可申請書及び既認可における内部火災影響評価に対する基本方針は、以下のとおり。 1. 基本方針 火災影響評価に関して、内部火災影響評価がイドを参考に火災ハザード解析を実施し、火災助護 対策の有効性を評価し、必要に応じて追加防護対策を講じる。 万一、本施設内で火災が発生した場合においても間じ込め機能が確保されることを確認するため、UF。を内包する機器のうち、火災により影響を受けるものに対して、火災ハザード解析を行う。 (1) 火災影響評価対象設備 火災によるUF。の漏えいを防ぐため、UF。を内包する機器を火災影響評価対象設備として選定し、火災影響評価対象設備の火災による損傷防止を図る。 (2) 火災区域の設定 ・消防法に基づき設定する本施設内の防火区画のうち、UF。を内包する機器を設置する防火区画を火災区域として設定する。火災区域は、室内の火災荷重から導かれる等価時間(潜在的火災維絶時間)以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火シール、防火扇、防火シャックを含む。)によって他の区域と分離する。 ・各火災区域は、耐火壁により降衰区域間の延焼を防止するか又は耐火壁、隔壁、間隔、消火設備等の組み合わせにより、隣接区域間及び火災区域から延続によいて、米国の「放射性物質取扱施設の火災形滅に関する基準」の内容を確認し、火災が臨界、閉じ込めの安全機能を損なわないことでついて内部火災影響評価ガイドを参考に評価する。 評価においては、UF。を内包する機器への影響解決対策について、米国の「放射性物質取扱施設の火災形滅に関する基準」の内容を確認し、火災が発生した場合にUF。の閉じ込め機能を損なうおそれのある設備を火災ハザード解析の対象とし、火災が発生した場合にUF。の閉じ込め機能を損なわないことを確認する。	









別紙 1

感知器の設置方針について

1. 基本方針

本施設の各建物には、消防法に基づき自動火災報知設備を設置する。自動火災報知設備 は、火災の発生を感知器により自動的に検知し、中央制御室に警報を発する設計とする。

本施設で想定される火災は、電気計装盤やケーブル等の火災であり、本施設特有の火災 が想定される箇所はなく、消防法に基づき一般施設で使用されている感知器で十分に火 災を感知可能である。

そのため、感知器については、型式適合検定に合格したものを感知区域ごとに感知器の 種別及び取付面の高さ・構造等に応じて消防法で定める必要個数を設置し、火災を有効に 感知するように設置する。

また,事業変更許可申請書に基づき UF₆を内包するコールドトラップ及び均質槽周辺に, 感知方法の異なる種類の火災感知設備を設置する設計とする。

2. 感知器の設置方針

火災感知器には、煙、熱、炎を感知するものがあり、煙感知器、熱感知器、炎感知器に 区分される。それぞれの主な特徴は下表のとおりである。

感知器の種類	主な特徴
	・火災時に発生する煙を感知して警報を発する。
	・火災が本格化する前から発生する煙を感知するため、熱感知器
煙感知器	や炎感知器より早期感知に優位性がある。
	・湿度や塵埃によっては誤作動するため、環境条件によっては設
	置できない。
	・火災発生時の熱(感知器周辺の温度上昇)を感知して警報を発
	する。
熱感知器	・実際の温度上昇を感知して警報を発するため,煙感知器と比較
	して,誤作動要因が少なく,煙感知器の設置が適さない高湿度
	や塵埃環境等でも使用できる。
	・炎から放射される赤外線を感知して警報を発する。
	・炎が生じる前のくん焼状態の火災は感知できない。
炎感知器	・対象物に対して視野(監視範囲)の確保が必要。
	・炎を赤外線で感知するため、燃焼による周辺の温度上昇で感知
	する熱感知器より早期感知に優位性がある。

上記の特徴を踏まえ,自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準(消防予第240号平成3年12月6日)等に基づき,設置場所に対応する適切な感知器の種類を選定する。

特別な要件がない場合は、早期感知に優位性がある煙感知器を設置することを基本とし、煙感知器の設置が適さない場所(排気ガスが滞留する可能性がある室等)については、熱感知器を設置する方針とする。

また,コールドトラップの周辺及び均質槽の防護カバー内については,特別な要件がない場所であるため煙感知器を設置するとともに,感知方法の異なる種類の感知器として熱感知器より早期感知に優位性がある炎感知器を設置する方針とする。

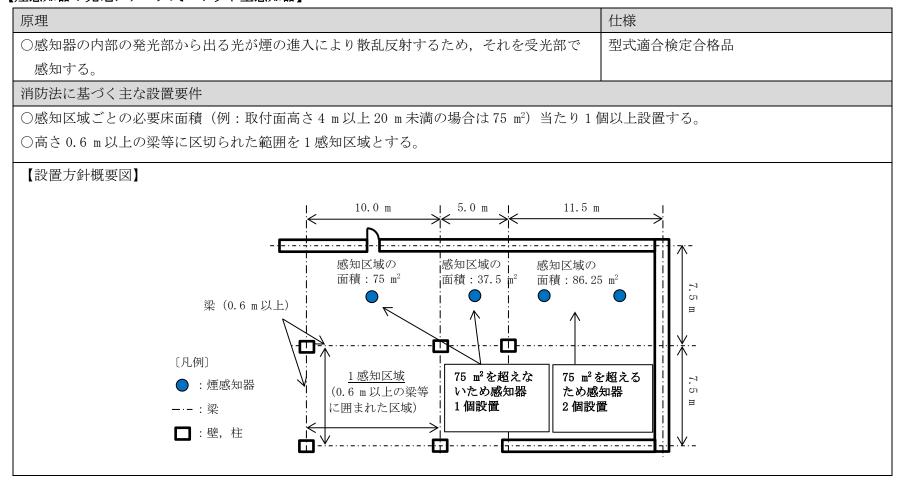
本施設における各感知器の設置場所を下表に示す。

感知器の種類	本施設における設置場所							
が 人口 石谷 V ノ 1里 天貝	設置要件	設置場所						
		・全建屋(コールドトラップの周辺を						
煙感知器	・特別な要件がない場所	含む。)						
		・均質槽の防護カバー内						
	・排気ガスが滞留する可	・補助建屋のディーゼル発電機室及び						
*h = + + + = = =	能性がある室	ボイラ室等						
熱感知器	・換気が悪く, 埃等が滞	・渡り廊下(中央操作棟-2 号発回均質						
	留し易い天井裏	室間)の天井裏						
	・感知方法の異なる種類	・コールドトラップの周辺						
炎感知器	の感知器を追加設置す	45所株の叶笠み 3、 中						
	る場所	・均質槽の防護カバー内						

3. 本申請における感知器の選定

本申請において新設する B ウラン濃縮廃棄物建屋は, 固体廃棄物を取り扱う施設であり, 特別な要件がない場所であるため, 消防法に基づき, 早期感知に優位性がある煙感知器を選定する。本申請における煙感知器(光電アナログ式スポット型感知器)の設置方針を補足図2に示す。

【煙感知器:光電アナログ式スポット型感知器】



補足図2 煙感知器の設置方針